

前 金	部 分 払
有	一 回

令 和 5 年 度
下 工 公 補 第 1 - 4 号

津第 5 - 4 処理分区公共下水道実施設計(基本・詳細)業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津 市
上下水道事業局 下水道工務課

令和5年度		下工公補 第1-4号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所		津市柳山津興地内		担当参事兼課長	
				検 算 者	
委 託 名		津第5-4処理分区公共下水道実施設計(基本・詳細)業務委託		調整担当主幹	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設 計 者	
履行期間		令和 5年11月27日限り			
長	—	巾	—		
業 務 の 大 要					
管路施設実施設計					
基本設計		6.21 ha			
詳細設計(開削工法)		2,828 m			

位置図

令和5年度下工公補第1－4号

津第5－4処理分区公共下水道実施設計(基本・詳細)業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和5年度下工公補第1－4号 津第5－4 処理分区公共下水道実施設計（基本・詳細）業務委託	当初	業 種	下水道設計業務		
					項 目	下水道施設設計業務委託		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
下水道施設設計業務委託				式		1		
管路施設				式		1		
管路施設実施設計（基本設計）				式		1		
管路施設実施設計（基本設計）				式		1		
管路施設実施設計（新設・詳細）：開削工法				式		1		
開削工法（内径1200mm未満）				式		1		
管路施設実施設計：報告書作成・設計協議				式		1		
管路施設実施設計：報告書作成				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和5年度下工公補第1－4号 津第5－4処理分区公共下水道実施設計（基本・詳細）業務委託	当初	業 種	下水道設計業務
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路施設実施設計：設計協議		式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 5 年度下工公補第 1 － 4 号 津第 5 － 4 処理分区公共下水道実施設計（基本・詳細）業務委託	当初	業 種	設計業務		
					項 目	一般管理費等		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般管理費等				式		1		
設計業務価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		

令和5年度 下工公補第1－4号

津第5－4 処理分区公共下水道実施設計(基本・詳細)業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 下水道施設設計業務委託

レベル1 : 直接経費

委 託 数 量 総 括 表							
レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
下水道施設設計業務委託					式	1	
	管路施設				式	1	
		管路施設実施設計 (基本設計)			式	1	
			管路施設実施設計 (基本設計)		式	1	
		管路施設実施設計 (新設・詳細)：開削工法			式	1	
			開削工法(内径1200mm未満)	レベル1地震動	式	1	
		管路施設実施設計： 報告書作成・設計協議			式	1	
			管路施設実施設計： 報告書作成		式	1	
			管路施設実施設計： 設計協議		式	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費		式	1	

設計数量集計

管渠延長（別紙路線延長調書より）

工種	区分	処理分区・排水区名	数量	備考
開削工法	汚水	津第5-4処理分区	L= 2,828 m	

下水道施設設計（詳細設計）・・・開削工法（内径1,200mm未満）

・ 管路施設実施設計（詳細）開削工法（内径1,200mm未満） L= 2,828 m

路線延長調書

津第5－4処理分区 基本・詳細

【汚水】

	規 格	管番号	管径 (mm)	延長 (m)	各線 (ha)	摘要
開削 工法	内径 φ1,200 mm未満	1	φ150	99.00	0.33	
		8-1	φ150	16.00	0.02	
		10	φ150	15.00	0.07	
		12	φ150	17.50	0.04	
		11	φ150	35.00	0.05	
		2	φ150	53.00	0.08	
		3	φ150	18.80	0.09	
		8-2	φ150	16.00	0.02	
		9	φ150	43.00	0.08	
		4	φ150	55.00	0.10	
		5	φ150	23.10	0.08	
		7	φ150	117.00	0.59	
		14-1	φ150	9.50	0.02	
		14-3	φ150	30.00	0.05	
		14-4	φ150	10.50	0.01	
		17-1	φ150	31.00	0.04	
		16	φ150	28.00	0.08	
		29	φ150	59.00	0.19	
		28	φ150	122.50	0.37	
		30	φ150	23.50	0.04	
		17-2	φ150	40.00	0.06	
		41-1	φ150	34.00	0.03	
		36	φ150	69.00	0.17	
小計(開削)				965.40	2.61	
						レベル1地震動

工 種	規 格	管番号	管径 (mm)	延長 (m)	各線 (ha)	摘要
開削 工法	内径 φ1,200 mm未満	18-1	φ150	71.00	0.12	
		46	φ150	15.00	0.02	
		38	φ150	54.00	0.09	
		40	φ150	75.50	0.14	
		39	φ150	19.50	0.02	
		18-2	φ150	53.00	0.09	
		25	φ150	18.10	0.02	
		24	φ150	68.00	0.12	
		35	φ150	20.00	0.02	
		34	φ150	35.50	0.08	
		33	φ150	28.00	0.04	
		32	φ150	25.00	0.03	
		20-1	φ150	55.50	0.09	
		26	φ150	56.00	0.09	
		20-2	φ150	22.50	0.03	
		31	φ150	28.50	0.05	
		677	φ150	85.00	0.17	
		41-2	φ150	36.50	0.03	
		41-3	φ150	27.50	0.05	
		47	φ150	97.00	0.18	
		48	φ150	34.50	0.05	
		50-1	φ150	54.00	0.11	
		54	φ150	13.00	0.02	
小計(開削)				992.60	1.66	
						レベル1地震動

路 線 延 長 調 書

津第5-4处理分区 基本・詳細

【污水】

	規 格	管番号	管径 (mm)	延長 (m)	各線 (ha)	摘要
開削 工法	内径 φ 1,200 mm未満	50-2	φ 150	16.50	0.02	
		49	φ 150	17.00	0.03	
		51	φ 150	37.50	0.06	
		41-4	φ 150	17.50	0.03	
		44	φ 150	47.50	0.09	
		52	φ 150	14.00	0.03	
		53	φ 150	72.50	0.15	
		55	φ 150	24.00	0.03	
		56	φ 150	77.00	0.23	
		57	φ 150	59.00	0.11	
		137	φ 150	52.00	0.14	
		136	φ 150	29.50	0.08	
		135	φ 150	39.50	0.05	
		43-1	φ 150	42.50	0.07	
		43-2	φ 150	21.00	0.03	
		42	φ 150	97.00	0.35	
		132	φ 150	47.00	0.15	
		131	φ 150	49.70	0.09	
		60	φ 150	17.00	0.01	
		725	φ 150	92.10	0.19	
小計(開削)				869.80	1.94	
計(開削)				2,827.80	6.21	
総延長				2,827.80	6.21	レベル1地震動

[illegible]

基本設計位置図



開削詳細位置図



下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書

(基本設計, 詳細設計)

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に**発注者**の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者**、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をこれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの腐朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの腐朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設 計 一 般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と**発注者**は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、**発注者**の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について**発注者**と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(基本設計)

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することし、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図(S=1/10,000～1/30,000)は、地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図(S=1/2,500)は、事業計画において作成した区画割図面に基いて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図(S=縦1/100,横1/500)は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管番号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図(S=1/20～1/200)は、次の要領で記入する。

発注者 の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊なベンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4.2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法(開削、推進、シールド)の選定を行うものである。ただし、個別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

4.3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第5章 設計細則(新設及び改築・詳細設計)

5.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図(S=1/10,000～1/30,000)は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図(S=1/2,500)は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図(S=1/500)は、測量による平面図及び道路路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図(S=1/50～1/100)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断面箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図(S=縦1/100,横1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図(S=1/100)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図(S=1/20～1/200)は、次の要領で記入する。

発注者 の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図(S=1/10～1/100)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

5.2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては**発注者**と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

5.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第6章 照 査

6.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

6.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。)について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書(基本設計)

図 書 名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 区画割施設平面図	1/2,500
(3) 縦断面図	縦1/100,横1/500
(4) 流量計算表	
(5) 概略構造図	1/20～1/200
(6) 概略工法検討書	
(7) 報告書	
(8) 打合せ議事録	
(9) その他の資料(地下埋設物調査資料他)	

7.3 実施設計関係提出図書(詳細設計)

図 書 名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 系統図	1/2,500
(3) 施設平面図	1/500
(4) 詳細平面図	1/50～1/100
(5) 縦断面図	縦1/100,横1/500
(6) 横断面図	1/100
(7) 構造図	1/20～1/200
(8) 仮設図	1/10～1/100
(9) 水理計算書	
(10) 構造計算書(耐震設計計算書を含む)	
(11) 数量計算書	
(12) 報告書	
(13) 特記仕様書	

- (14) 打合せ議事録
- (15) その他の資料

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1)

 の下水道構造標準図
- (2)

 の下水道設計基準
- (3)

 の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (5) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (7) 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設耐震計算例―管路施設編(日本下水道協会)
- (10) 下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(日本下水道協会)
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (13) 水理公式集(土木学会)
- (14) コンクリート標準仕様書(土木学会)
- (15) トネル標準示方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17) トネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (19) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (20) 道路土工―仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (21) 道路土工―擁壁工指針(日本道路協会)
- (22) 道路土工―カルバート工指針(日本道路協会)
- (23) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (24) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (25) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (26) 改定新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説(日本河川協会)
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書	
		☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和4年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和4年7月） ☐ その他（ ）	
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）	
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和4年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （2）部）とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☒ その他（提出物は、最大A2サイズとする。縮小図面（製本）を2部提出する。 上記提出部数とは別に電子データをCDーR等で2部提出する。）	
エ	工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名：令和5年度 下工公補第1-2号 津第5-4処理分区公共下水道測量業務委託） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）	
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道 部門 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C M の資格保持者 （ ☒ 下水道 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）	

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
		☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 上下水道 部門 ☐ 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない) ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☒ R C C M の資格保持者 (☒ 下水道 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他 ()
キ	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (平成29年3月版)) ☒ その他 (下水道管きょ設計・積算チェックリスト)
	打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 (3) 回 ☒ 中間打合せ ☒ 成果品納入時 ☐ 関係機関打合せ協議 () 機関 ☒ 業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については (☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。
	資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 () ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.3

明示事項 (条件及び内容)	
明示項目	
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
	☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☒ 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実施確認を行う。

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

(1) 業務委託共通仕様書(三重県)

(2) 下水道渠実施設計業務委託標準仕様書(国土交通省都市・地域整備局下水道部)

2. 業務の対象

(1) 名 称 令和5年度下工公補第1ー4号
津第5ー4処理分区公共下水道実施設計(基本・詳細)業務委託

(2) 位 置 津市 柳山津興 地内

(3) 委 託 の 対 象

管路施設実施設計(基本設計)	L=	6.21	ha
管路施設実施設計(新設・詳細):開削工法	L=	2,828	m

(4) 設 計 条 件 項 目 別紙設計条件項目表による

3. その他

監督員の指示する事項

設 計 条 件 項 目 表

項 目	設 計 条 件
工 期	令和5年11月27日 限り
場 所	津市 柳山津興 地内
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	基本設計 L= 6.21 ha 詳細設計(開削工法) L= 2,828 m
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有 (無)) : 耐震設計 ((有) 無) 簡易な特殊マンホール (基)、特殊マンホール (基)、マンホールポンプ場(2次製品) (箇所)、マンホールポンプ場(現場打ち) (箇所)、吐口、その他()
報 告 書 作 成	(有) 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
施 工 方 法 等 の 比 較 検 討	(有 (無)) a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所)
耐震計算(応答変位法)	(有)()、無
耐 震 設 計	レベル1地震動 レベル1及びレベル2地震動 , 無
設 計 条 件 補 正	有 ()、(無)
地 盤 条 件 補 正	有 ()、(無)
工 区 数 補 正	有 ()、(無)
そ の 他 補 正	有 ()、(無)

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いとするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関し行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の人が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 - なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。

令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	977円
---------	------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。